

千葉県告示第259号

下記条例については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）附則第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）附則第2項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号）附則第2項のおそれがあると認めますので、告示します。

なお、この告示は、下記条例における保育士、保育従事者又は園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に関する規定を、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号）に規定する内容に改正する条例の施行日に、効力を失うものとします。

記

- 1 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- 4 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和6年3月29日

千葉市長 神谷俊

